

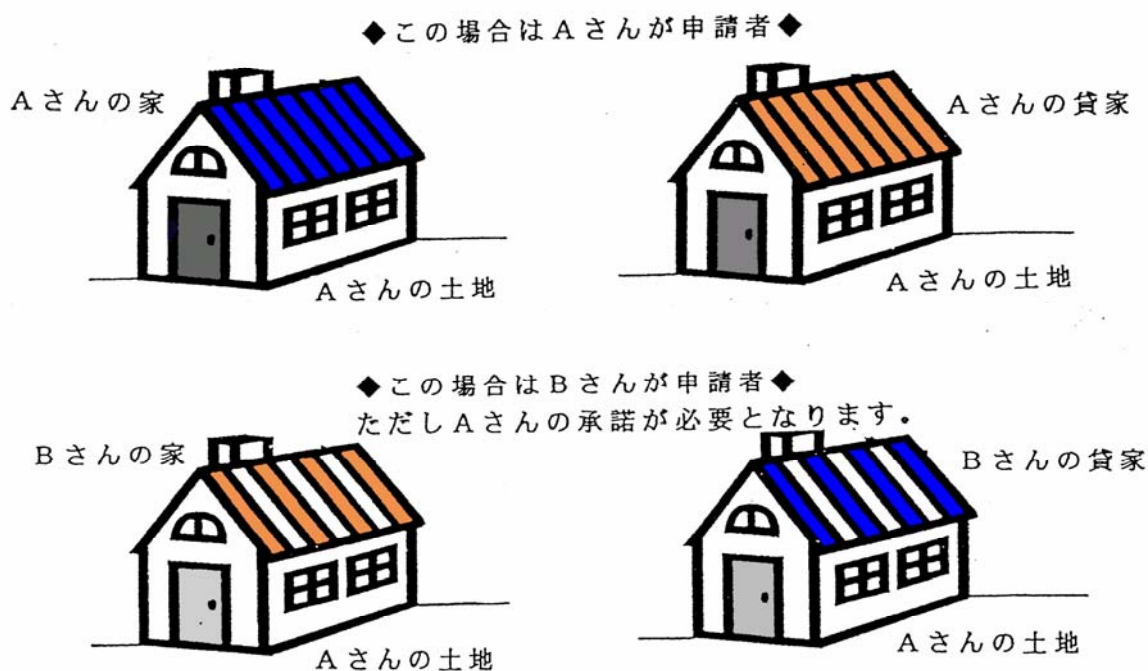
## 公共汚水ますの設置と申請書の記載について

現在、軽米町では公共下水道の整備を行っておりますが、下水道管と宅地内の排水管を結ぶ公共汚水ますの設置を各家庭ごとに行っていきます。

公共汚水ますは、家屋、店舗、工場などから出る排水を受けて、下水道管に流すものですが、排水管を清掃するなど維持管理する上でも大切な役割を果たすものです。公共汚水ますは、原則として1戸に1個、町が設置します。公共汚水ますの位置は、皆さんと相談の上決めさせていただきますので、別紙「公共汚水ます設置申請書」に記入の上、役場地域整備課上下水道グループまで提出してくださいようお願いします。

### 1. 公共汚水ます設置申請について

申請書を提出していただく方は、公共下水道を整備する区域内の土地の所有者の方です。また、権利の目的となっている土地の場合は、土地の権利者（借地権者・地役権者・地上権者等）となることもあります。尚、受益者分担金・使用料を納めていただく方は申請者・受益者となりますので、お間違えのないよう願います。



## 2. 公共下水道いろいろ

### 1. 公共下水道の目的は

市街地におけるハエ、蚊、伝染病、悪臭等の発生防止、トイレの水洗化による生活環境の改善などが上げられます。

### 2. 公共下水道に流せるもの

今回の下水道事業計画では、家屋（台所、洗面所、風呂、便所）、店舗、工場等からの生活排水を流すものですが、食用廃油、土砂、雨水、石油類、危険物等は流せません。

### 3. 公共下水道と排水設備

公共下水道とは、宅地内等に設けられた公共汚水ますから道路に埋設された管、マンホール及び終末処理場施設をいい、宅地内の生活排水を公共汚水ますまで導くために、個人で造っていただく施設（管、ます）を排水設備といいます。

### 4. 管理区分

町が建設し管理する部分は終末処理場から公共汚水ますまでです。宅地内の排水設備は個人が造るもので個人の管理となります。

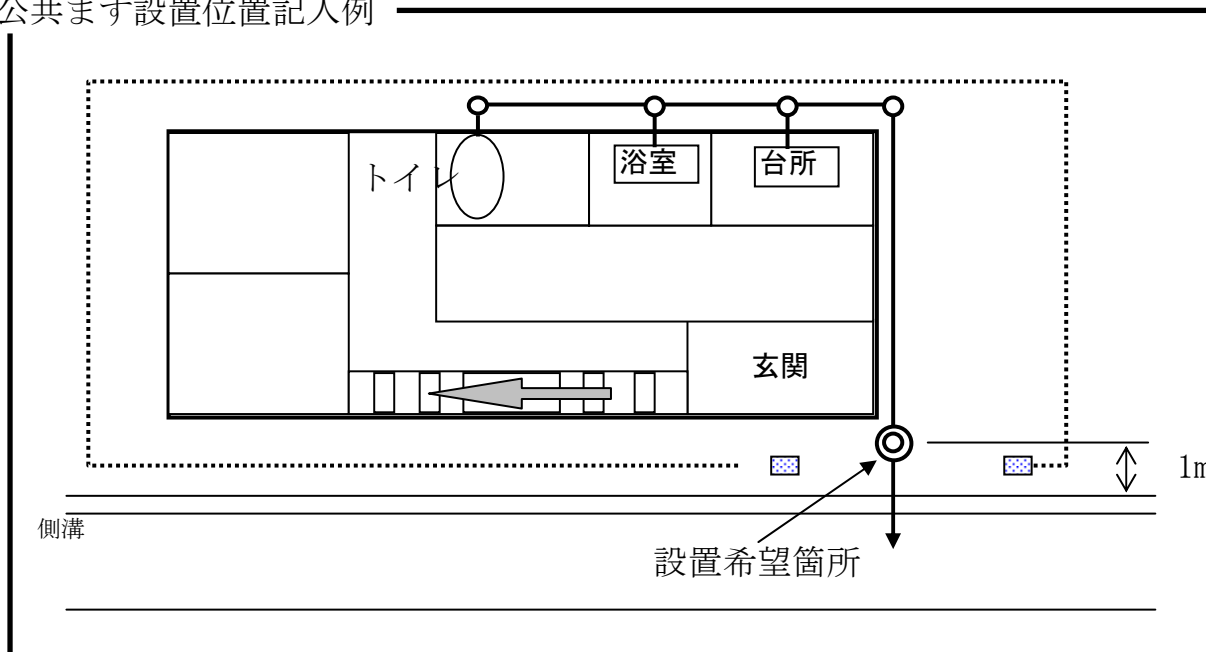
### 5. 供用開始後の排水設備について

公共汚水ますを設置し供用開始手続きで下水道が使用できるようになると皆さんから、くみ取り便所を水洗便所に改造したり、今まで暫定的に道路側溝に流していた生活雑排水を公共汚水ますへ切り替えて流していただくようになります。宅地内の排水管は、虫等の浸入や悪臭防止のため、また排水がスムーズに流れるような確かな構造のものでなければなりません。そのために、町では、宅地内のます、排水管の太さ、勾配等について一定の基準を定めます。皆さんの宅地内の既設排水設備が町の基準にあっていればそのまま使うことができますが、そうでないものについては改造していただくことになります。

### 3. 公共ます設置の留意点

1. 公共汚水ますの位置は、道路に接したご希望の場所に設けますが、技術的・経済的なことで希望どおりの場所とならないこともあります。また、一度設置しますと簡単には移動できませんので、現在の便所、台所、風呂場、洗面所などの位置及び将来の新築、改築等を充分ご検討のうえ、公共汚水ますの位置を決めてください。考え方としては、将来共に邪魔とならない場所を選定するのが良いと思います。
2. 所有者の起因で公共ますを移設、もしくは新しく設置などするときの費用は、個人負担となります。また、そのときに支障となる物件についても個人負担となります。  
また、所有者の意思で、本管工事の際に汚水ますを設置しない場合も、個人負担となりますので、十分に考えて申請願います。
3. 公共ますの仕上がり高さは、雨水の浸入を防ぐため現地盤より少し高めになります。
4. 官民境界から宅地内の公共ますまでの距離は、原則として1.0m以内とします。
5. 公共汚水ますの上部及び周辺部には、維持管理上支障となる建物または、工作物は設けられません。
6. 公共ますが設置されても供用開始するまで接続することはできません。供用開始時については、町より連絡等いたします。開始後は、1年以内に生活雑排水の接続と3年以内に水洗トイレに改造していただくこととなります。

公共ます設置位置記入例



# 軽米町公共汚水ます設置基準書

## 1、通則

公共下水道の普及促進を図るため、排水設備と取付管を連絡する公共汚水ますを設置するものとする。

## 2、用語の定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共汚水ますとは、排水設備と取付管を連絡するますをいう。

(2) 1宅地とは、同一の受益者が連続して保持する土地をいう。

(3) 公道とは、次に掲げる道路をいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1項に規定する道路

イ 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項規定する国有財産及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

(4) 私道とは、前号以外の道路をいう。

## 3、公共汚水ます設置基準

(1) 公共汚水ますの設置位置は、1宅地が公道若しくは私道に接する辺から概ね1m以内の地点で、当該受益者が認めるところとする。ただし、私道内に設置する場合は、町、当該受益者及び当該私道所有者が協議して定めるものとする。

(2) 公共汚水ますの設置数は原則として1宅地につき1個とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、1宅地につき2個以上とすることができる。

ア 1宅地に複数の使用者があると認められる場合

イ 1宅地の面積が概ね400㎡以上の場合

ウ その他町長が特に必要と認める場合

## 4、工事費

公共汚水ますの設置に係る工事費は、町が負担する。ただし、次のいずれかに該当するときは、使用者が負担する。

ア 使用者の特別の理由により増設するとき。

イ 使用者の都合により設置後に移設若しくは改良するとき。

ウ 使用者の過失により補修するとき。

## 5、所属及び管理

(1) 公共汚水ますの全てについて町に帰属し、維持管理も原則として下水道管理者が行う。

(2) 公共汚水ますに接続した排水設備は所有者若しくは使用者が維持管理する。

## 6、公共汚水ますの設置

公共汚水ますを設置するときは、公共汚水ます設置申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

様式第1号

課長	担当主幹	課長補佐	グループ長	グループ員・課員	担当	マンホール番号	
						現地確認月日	
						受付月日番号	

公共汚水ます設置申請書

平成 年 月 日

軽米町長 殿

申請者	住所		
	氏名	印	TEL
土地所有者	住所		
	氏名	印	TEL

公共汚水ます設置場所を下記のとおり申請します。

記

- 設置区分 新築 ・ 改修 (○を付けてください)
- 設置場所 九戸郡軽米町大字軽米 \_\_\_\_\_
- 建物の用途 (○を付けてください)  
 居宅 ・ 貸家 ・ アパート ・ 寮 ・ 工場  
 倉庫 ・ 事務所 ・ 空き地 ・ その他 ( )

#### 4. 設置位置図

凡例	◎公共汚水ます	○宅内接続ます	— 排水管

##### 記入の仕方

- ①道路、敷地、家屋等の配置を記入してください。
- ②トイレ、洗面所、台所等の配置を記入してください。
- ③それぞれの外側に○を書いて、それぞれを直線で結んでください。直線で結べないときは、曲がり角に○を追加してください。
- ④公共ますの適当と思う場所に◎を書いて一番近い○に線を結びます。
- ⑤公共ますの位置確定のため、目標物（側溝、塀、門柱など）からの距離を書いてください。